

調布市調布飛行場対策協議会条例

平成4年9月25日 条例第28号

改正 平成7年3月17日条例第6号

平成13年3月21日条例第10号

平成19年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 東京都調布飛行場(以下「飛行場」という。)の管理運営に関し、市民の生活環境の保全を図るために、調布市調布飛行場対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 飛行場及び関連施設の新設並びに改良工事(軽微なものを除く。)に関する事項。
- (2) 航空路線の新設及び変更に関する事項。
- (3) 離着陸の制限等の変更に関する事項。
- (4) 騒音及び安全対策の基本的事項に関する事項。
- (5) 新たな機種の航空機の飛行場使用に関する事項。
- (6) 飛行場管理者に対する要望事項に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関する事項。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 市民 15人以内
- (2) 学識経験を有する者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 会長は、協議会の運営について必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月17日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成13年3月規則第24号で、同13年3月31日から施行)

附 則(平成19年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。